

令和7年度 井手町放課後児童クラブ施設入会児童募集要項

令和7年度放課後児童クラブ施設入会児童の募集を行いますので、入会を希望される方は、下記の放課後児童クラブ施設入会児童募集要項に基づき申請してください。

1 目 的

井手町放課後児童健全育成事業は、井手町立小学校に在学する児童で、下校しても保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的とする。

2 対象児童

令和7年4月1日現在、井手町立小学校に在学する第1学年から第6学年までの児童で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 保護者が、労働により昼間不在となるため、家庭での必要な保護が受けられない児童
- (2) 保護者が、疾病又は出産その他やむをえない事情により、家庭での必要な保護が受けられない児童
- (3) 前2号に定めるもののほか、家庭での必要な保護が受けられないと教育長が認める児童

3 開設日

4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 3月31日
- (5) その他教育長が必要と認める日

4 開設区分及び開設時間

開 設 区 分	開 設 時 間
①月曜日から金曜日	授業終了後から19:00
②土曜日	8:00 ～ 18:00
③春・夏・冬季学校休業日	8:00 ～ 19:00
④その他の学校休業日	8:00 ～ 19:00

5 放課後児童クラブ施設及び入会定員

施 設 名	定 員	電話番号
井手小放課後児童クラブ施設 (井手町大字井手小字野神 3 8 番地)	4 0 人	8 2 - 5 5 0 4
多賀小放課後児童クラブ施設 (井手町大字多賀小字内垣内 2 0 番地)	4 0 人	8 2 - 5 2 5 2

6 退会及び入会資格の喪失

次に該当する場合は入会資格が喪失しますので、速やかに退会届を放課後児童クラブへ提出してください。

- ・保護者の離職等により家庭での保護が可能となった場合

7 休会・退会及び復帰

休会・退会、復帰については、希望される月の前月 15 日（土・日・祝日の場合は前開庁日）までに放課後児童クラブ施設休会届等を社会教育課まで提出してください。

8 放課後児童クラブ施設の利用料及びその他の経費

① 利用料

- ・井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づき、当該事業に必要な経費の一部として納付していただきます。
- ・利用料の納付は、毎月末日または末日が休日の場合、翌月月初に「口座振替」として納入していただきます。
- ・取扱金融機関は「南都銀行」、「京都中央信用金庫」、「京都やましろ農業協同組合（農協）」のいずれかです。
- ・口座振替納付依頼書及び申込書については、口座振替を希望される金融機関へ直接提出してください。但し、現在（令和 6 年度）、放課後児童クラブを利用されている方、又は二人目以降の利用の場合につきましては、口座の変更以外は提出していただく必要はありません。
- ・令和 7 年度児童クラブ施設の利用料は、別表のとおりです。

② その他の費用

- ・傷害保険料（年 800 円）が必要となります。

9 申請受付期間及び申請書提出先

「井手町放課後児童クラブ施設入会申請書」に必要事項を記入し、保護者が持参の上、申請してください。（添付書類も忘れないでください。）

（注） 郵送及び代理申込並びに申請書記入漏れ、添付書類に不備がある場合は、受付できませんのでご了承ください。

○受付期間：令和7年2月13日（木）～21日（金）10：00～17：00

○受付場所：井手町教育委員会社会教育課（役場3階）

※2月19日（水）～21日（金）のみ夜間（17：00～19：00）に

井手町役場1階会議室にて受付します。

※ 正午から13時までは、受付できません。

※ 利用予定の方は、上記の受付期間内にお申し込みください。期間内に申込みを
されないと、入会が遅れる場合がございます。

※ 年度途中の入会については、毎月15日（土・日・祝日の場合は、前開庁日）までに受付が完了した場合は、受付完了の翌月以降からの入会が可能です。15日（土・日・祝日の場合は、前開庁日）以降に申し込みされた場合は、翌々月以降からの入会となりますのでご注意ください。

（注） 令和7年度入会児童の決定（却下）通知は、申請書等審査及び入会選考の上、3月中旬に送付する予定です。

10 放課後児童クラブ施設入会申請書及び添付書類について

◎ 「入会申請書」は、児童一人につき1通提出してください。

◎ 添付書類

（1） 勤務証明書（両親共）又は営業状況調書（自営業主等の場合）

（2） 令和6年分の源泉徴収票、確定申告書又は令和7年度町民税・府民税申告書の写しを提出してください。原票を提出されても返却いたしません。

※1か所以上の勤務先から給与をもらっている場合は、すべて源泉徴収票を提出してください。

※確定申告又は町民税・府民税申告をされる方は必ずその写しを提出してください。

（3） 生活保護受給証明書（該当する世帯のみ）

京都府山城北保健所綴喜分室地域福祉係で交付を受けてください。

（4） 準要保護世帯について（該当する世帯のみ）

学校教育課より送付される準要保護児童生徒の認定についての通知の写しを速やかに提出してください。

（5） 申立書（次の各号に該当する方は、必ず提出してください。）（任意様式）

① 休職中又は採用内定者で申請日に勤務証明書の提出ができない方

（注） 申請書は、一旦受理いたしますが勤務証明書の提出があるまで入会決定を保留いたします。

② 疾病、看護、妊娠中、出産後を入会理由として申請される方

（注） 育児休業期間中の方はご相談ください。

「別表」 令和 7 年度放課後児童クラブ施設利用料

区分	児童クラブ施設利用料の算定基準	児童クラブ利用料（月額）	
		1 人目	2 人目以降
1	前年分の所得税が 5 万円以上の世帯	5,000 円	2,500 円
2	前年分の所得税が 5 万円未満の世帯	4,000 円	2,000 円
3	前年度分住民税のみ課税の世帯	2,500 円	1,500 円
4	前年度分住民税が非課税の世帯	1,000 円	500 円
5	生活保護（要保護）、準要保護世帯	0 円	0 円

※ この表において「2 人目以降」とは、同一世帯の児童が同時に 2 人以上入会している場合、当該入会児の 2 人目以降の者をいう。

お問い合わせ

〒610-0302 井手町井手東高月 8

井手町教育委員会 社会教育課

TEL.0774-82-6300

FAX.0774-82-5332